

## 高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除（あっせん）に対する回答

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山 収元内閣法制局長官）に諮り、同会議からの「高年齢雇用継続給付を受けない意思がある場合は、特別支給の老齢厚生年金の一部支給停止を速やかに解除するように措置を講ずる必要がある。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 12 月 11 日に厚生労働省にあっせんし、28 年 3 月 25 日に回答を受領しました。

### （行政相談の要旨）

雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金（以下「給付金」という。）を受給したが、給付金の額がこの受給により一部停止される特別支給の老齢厚生年金の額を下回っていたため、その後給付金を受給しないことにした。しかし、給付金の受給可能期間中の老齢厚生年金は、65 歳になるまで支給されないことに納得できない。

（注） 本件は、栃木行政評価事務所が受け付けた相談である。

### （あっせん要旨）

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 給付金の受給者の申出等により、継続して受給する意思がないことを確認した場合、老齢年金の一部支給停止措置を速やかに解除すること。
- ② ①の措置が講じられるまでの間、給付金の受給を止めた場合でも、支給対象期間は老齢年金の一部支給停止措置が解除されないなど、給付金の受給に関し留意すべき事項について、周知すること。

### （回答要旨）

厚生労働省では、次の措置を講ずることを予定している（注）。

- ① 給付金の受給者の申出等により、老齢年金の一部支給停止措置を速やかに解除できるよう、平成 28 年 4 月以降、日本年金機構のシステム改修に着手
- ② 上記①の措置が講じられるまでの間、給付金の支給対象期間は老齢年金の一部支給停止措置が解除されないなど、給付金の受給に関し留意すべき事項について、ホームページ及びリーフレットに追加・補正を行うことなどにより、日本年金機構と連携して受給者に周知

（注）当局では、引き続き厚生労働省の措置の進捗状況を確認

担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、原

電話：03-5253-5246（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

